

条例改正案の概要

1 後期高齢者医療に関する条例の改正

- (1) 平成22年度及び23年度の保険料率の改正
- (2) 被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する均等割額9割軽減の継続
- (3) 所得の少ない被保険者に対する均等割額8.5割軽減の継続（平成22年度のみ）

2 後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の改正

保険料軽減の広報等に対応するため交付された「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」を原資とする「後期高齢者医療制度臨時特例基金」の積立金に関する取崩しを平成24年度まで可能とするために本条例を改正するもの